

# 緊急時モニタリング実施要領

(島根原子力発電所編)

平成 27 年 3 月

鳥取県

## 目次

1	目的	3
2	対象とする原子力施設	3
3	連絡等の体制	3
(1)	体制の概要	3
(2)	連絡の体制	4
ア	情報収集事態発生時	4
イ	警戒事態発生時	4
ウ	施設敷地緊急事態発生時	5
エ	全面緊急事態発生時	5
(3)	モニタリングの体制	5
ア	情報収集事態	5
イ	警戒事態	5
ウ	施設敷地緊急事態	7
エ	全面緊急事態	8
4	県モニタリング本部及びEMCの構成要員リスト	8
5	資機材等の整備・維持管理	10
(1)	緊急時モニタリングのための各種システム	10
(2)	モニタリング機器	10
(3)	資機材の維持管理	11
6	関連情報・資料の整備	11
7	モニタリング実施内容	11
(1)	情報収集事態におけるモニタリング	11
(2)	警戒事態におけるモニタリング	11
ア	運営会議の開催	12
イ	測定地点及び測定項目	12
ウ	各チームの実施内容等	12
エ	初動モニタリング計画及び結果の報告	14
(3)	施設敷地緊急事態以降における初期モニタリング	14
ア	運営会議の開催	14
イ	測定地点及び測定項目	14
ウ	緊急時モニタリング実施計画改訂の要望	16
エ	県独自のモニタリング	16
オ	各チームの実施内容等	16
カ	モニタリングデータ等の報告	18
(4)	中期モニタリング	19
(5)	復旧期モニタリング	19
8	緊急時モニタリング要員の被ばく管理等	19
(1)	被ばく管理対象	19

(2)	防護指標 .....	19
(3)	被ばく線量管理の方法.....	19
(4)	被ばく防護措置 .....	20
ア	防護資材の携帯及び着用.....	20
イ	安定ヨウ素剤.....	20
ウ	汚染検査.....	20
エ	モニタリングの省人化・自動化.....	20
9	その他.....	20

<別添>

I 様式

- ・ 記録様式-1 可搬型モニタリングポスト設置・回収記録票
- ・ 記録様式-2 移動局による測定記録票
- ・ 記録様式-3 試料採取記録票
- ・ 記録様式-4 積算線量計設置・回収 記録票
- ・ 記録様式-5 サーベイメータ測定結果記録票
- ・ 記録様式-6 ダストサンプリング測定記録票
- ・ 記録様式-7 測定地点の気象状況及び車載機器測定記録票
- ・ 記録様式-8 個人被ばく線量の記録票

II 基本資料

- ・ 資料1 緊急時モニタリング用資機材一覧表
- ・ 資料2 島根原子力発電所周辺の緊急時モニタリング測定候補地点図
- ・ 資料3 車載機器を用いた測定フロー
- ・ 資料4 機動モニタリングチームの数について

## 1 目的

本要領は、中国電力株式会社島根原子力発電所で原子力災害が発生、又はそのおそれがある場合に、緊急時モニタリング計画〔島根原子力発電所編〕を踏まえて具体的な実施内容等を定めることで、モニタリングを迅速かつ効果的に実施することを目的とする。

## 2 対象とする原子力施設

中国電力株式会社 島根原子力発電所

## 3 連絡等の体制

### (1) 体制の概要

緊急時モニタリング等の体制は、緊急事態区分に応じて次のとおりとする。

表 1 緊急事態区分と県の体制

事態区分		県の体制		国 〔緊急時モニタ リングセンター〕
		本部	モニタリング	
情報収集事態	・松江市での震度 5 弱以上の地震発生を認知した場合（島根県で震度 6 弱以上の地震が発生した場合を除く。）	情報連絡室 (原子力安全対策課)	衛生環境研究所	—
警戒事態	・原子力災害対策指針に定める警戒事態の発生があった場合 ‣ 島根県で震度 6 弱以上の地震 ‣ 島根県に大津波警報が発令 等	県災害警戒本部	県モニタリング本部	設置準備
施設敷地緊急事態	・原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態の発生があった場合	県災害対策本部	緊急時モニタリングセンターに参画	島根県原子力環境センターに設置
全面緊急事態	・原子力災害対策指針に定める全面緊急事態の発生があった場合		〔県モニタリング〕 〔本部を維持〕	

注：情報収集事態は、原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会）及び原子力規制委員会初動対応マニュアル（原子力規制委員会）において、定義されているもの。

## (2) 連絡の体制

### ア 情報収集事態発生時

情報収集事態発生時の連絡は、オフサイトセンターに設置される原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部（以下「事故現地警戒本部」という。）が、関係地方公共団体に対して行うとされており、島根オフサイトセンターの事故現地警戒本部から情報連絡室（原子力安全対策課）へ連絡される。

情報連絡室は、衛生環境研究所に情報収集事態発生時の連絡及び担当職員の登庁の要請を行う（図1参照）。衛生環境研究所は、情報連絡室からの要請に基づき担当職員を登庁させるが、要請がない場合においても、情報収集事態に該当する事象の発生を認知した場合、同様に対応するものとする。また、中国電力から安全協定第10条第1項第4号5)の連絡があった場合も同様に対応とする。

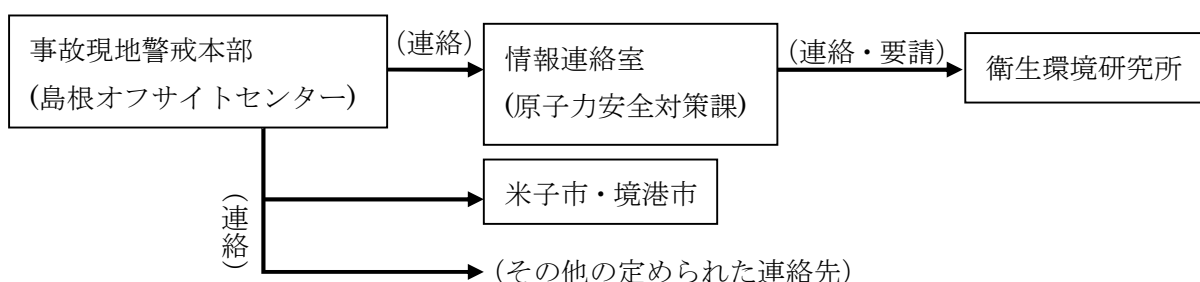


図1 情報収集事態における連絡系統図

### イ 警戒事態発生時

警戒事態の連絡は、事故現地警戒本部及び島根原子力発電所が県災害警戒本部へ連絡する。県災害警戒本部は、衛生環境研究所及び西部総合事務所に警戒事態発生時の連絡をする。衛生環境研究所は、県モニタリング本部を設置し、西部総合事務所に参画を要請する（図2参照）。

衛生環境研究所及び西部総合事務所は、県モニタリング本部に担当職員を招集させるが、警戒事態発生時の連絡がない場合においても、警戒事態に該当する事象の発生を認知した場合、相互に連絡をとり、同様に対応するものとする。

なお、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「事故警戒本部」という。）は、緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）の立ち上げに備えて、要員の派遣準備を県に要請することとされており、衛生環境研究所は要請に基づき要員派遣の準備を行う。

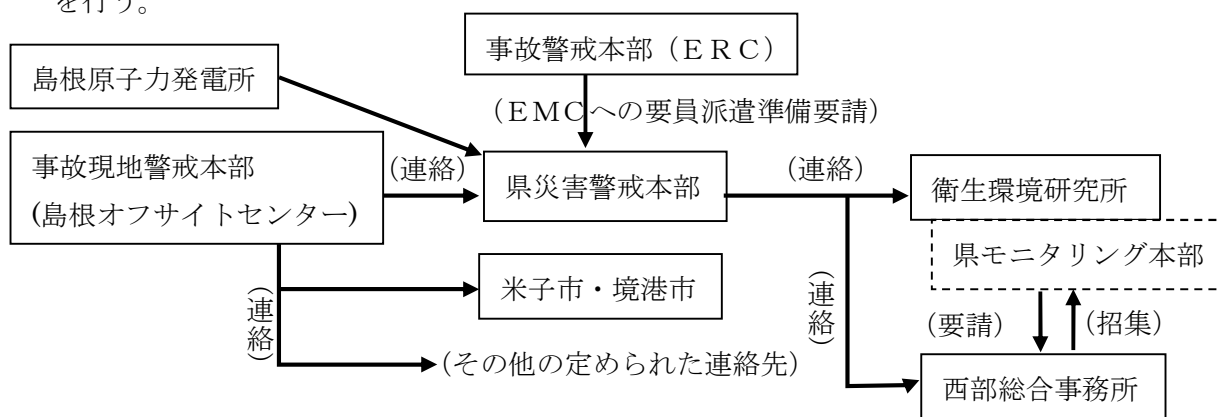


図2 警戒事態における連絡系統図

### ウ 施設敷地緊急事態発生時

島根原子力発電所から施設敷地緊急事態の発生の連絡があった場合、県災害対策本部は、県モニタリング本部（衛生環境研究所）に連絡し、県モニタリング本部は体制を強化するために、県現地災害対策本部、中部支部、米子市及び境港市等に対して要員派遣を要請する。

また、島根原子力発電所から施設敷地緊急事態の通報を受けた原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「事故対策本部」という。）が、島根県原子力環境センターにEMCを立上げ、県災害対策本部にEMC立上げの連絡及び要員派遣の要請をする。EMCは県モニタリング本部に連絡し、県モニタリング本部は要員を派遣する（図3参照）。

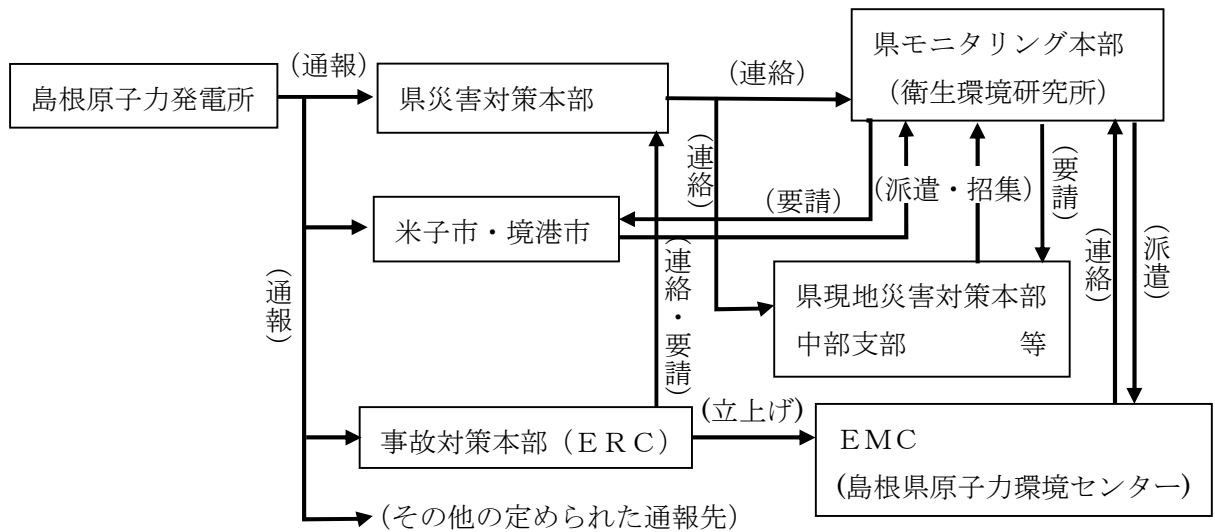


図3 施設敷地緊急事態における連絡系統図

### エ 全面緊急事態発生時

島根原子力発電所において原子力災害対策指針に定める全面緊急事態が発生した場合は、施設敷地緊急事態における連絡体制と同様に連絡がなされる。ただし、図3における事故対策本部（ERC）が原子力災害対策本部となる点が異なる。

## (3) モニタリングの体制

### ア 情報収集事態

衛生環境研究所の担当職員が登庁し、環境放射線モニタリングシステム及びモニタリング情報共有システムによって環境放射線の推移を監視する。

### イ 警戒事態

衛生環境研究所に衛生環境研究所長を本部長とする県モニタリング本部を設置する。県モニタリング本部の組織構成、各チームの役割及び初動の要員構成は、表2及び図4のとおりとする。

表2 警戒事態における県モニタリング本部のチーム構成、役割及び初動の要員構成（※協議未了）

拠点	チーム	役割	人数	所属
衛生環境研究所	本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総括・指揮</li> <li>● 県災害警戒本部会議での報告</li> </ul>	1名	衛生環境研究所（所長）
	副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本部長の補佐又は代行</li> <li>● EMCへ派遣（施設敷地緊急事態発生後）</li> </ul>	1名	衛生環境研究所（次長）
	企画・評価チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 初動モニタリング計画（項目及び地点等）の決定又は見直し</li> <li>● モニタリング結果の解析及び評価</li> <li>● モニタリング要員の被ばく管理</li> <li>● モニタリング要員及び資機材の調整</li> </ul>	2名	衛生環境研究所
	情報収集チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 放出源情報、気象情報の収集</li> <li>● 県内外の関係機関、県モニタリング本部内各チームとの連絡調整</li> </ul>	2名	衛生環境研究所
	監視チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境放射線モニタリングシステム及びモニタリング情報共有システムによる監視（空間線量率、大気浮遊じん中の放射能濃度、気象情報等）</li> </ul>	2名	衛生環境研究所
	分析チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 分析準備（養生、資機材準備等）（施設敷地緊急事態以降）</li> <li>● Ge 半導体検出器による採取試料中の放射性物質濃度の測定</li> <li>● 積算線量の測定</li> </ul>	1名	衛生環境研究所
	総合支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県モニタリング本部庶務（その他、他の班に属さないものも含む）</li> <li>● 企画・評価チームの補助</li> </ul>	1名	衛生環境研究所
西部総合事務所	機動モニタリングチーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 可搬型モニタリングポストの配備</li> <li>● モニタリングポスト等の維持（施設敷地緊急事態以降）</li> <li>● モニタリング車等による空間線量率及び大気中放射能濃度の測定</li> <li>● 積算線量計の配置、回収</li> <li>● ダストサンプラによる大気浮遊じん及び放射性ヨウ素の採取</li> <li>● 環境試料（土壌、飲用水、農産物等）の採取、分析チームへの引き渡し</li> </ul>	7名	西部総合事務所
合計			17名	

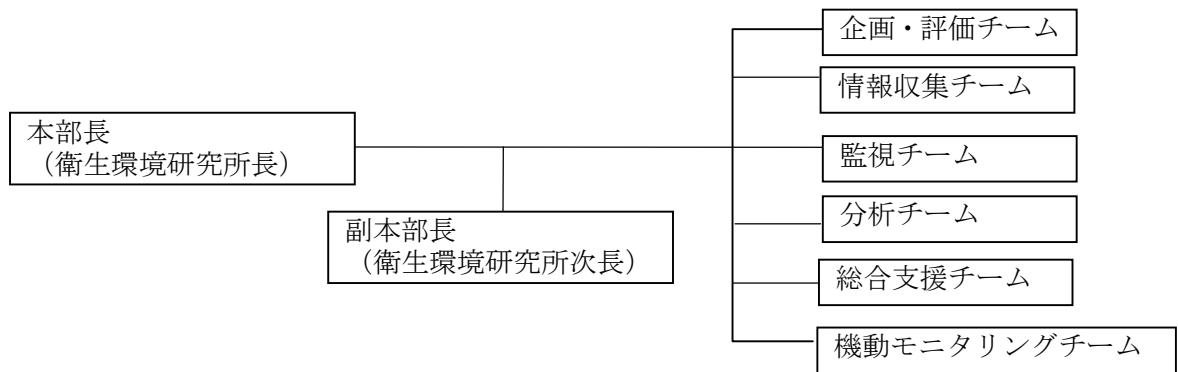


図4 県モニタリング本部の組織

### ウ 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態となった場合、国が島根県原子力環境センターにEMCを設置し、県モニタリング本部は、EMCの企画調整グループ企画班に要員を派遣する。参考にEMCの体制図を図5に示す。

県モニタリング本部は、EMCの設置に伴いモニタリング要員を増員して体制を強化し、情報収集管理グループ情報共有システム等維持管理班及び測定分析担当としてEMCに参画するとともに、県独自の対応も実施できるよう県モニタリング本部の体制を維持する。各チームの役割、要員構成等は表3に示す。

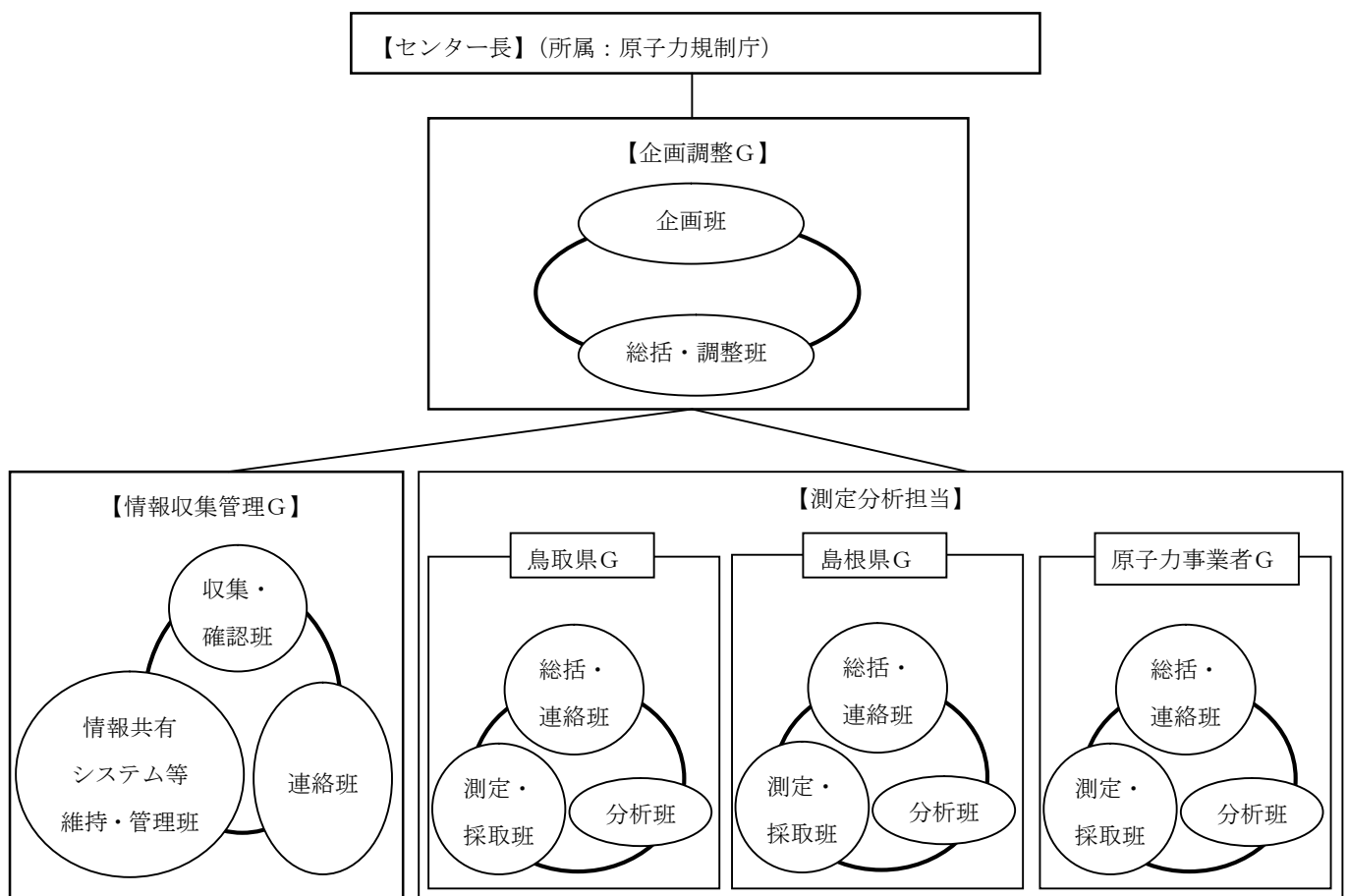


図5 EMCの体制図



なお、状況によってモニタリング要員の増員が必要と判断される場合は、県モニタリング本部の企画・評価チームが必要数を取りまとめ、災害対策本部へ動員の要請を行う。災害対策本部への要請で対応できない場合は、EMC企画調整グループ企画班へ送付し、事故対策本部の放射線班に対して追加派遣の要請を行うよう求める。

#### **エ 全面緊急事態**

全面緊急事態となった場合は、施設敷地緊急事態における体制を継続する。モニタリング要員の増員が必要と判断される場合は、施設敷地緊急事態における対応と同様に、追加派遣を要請する。

#### **4 県モニタリング本部及びEMCの構成要員リスト**

原子力安全対策課及び衛生環境研究所は、県モニタリング本部の構成要員及びEMCへの派遣要員（以下「県モニタリング要員」という。）について、毎年度、各機関に対して照会を行い、要員リストを作成・更新し、EMC等の関係者と共有する。

表3 各チームのEMCでの役割及び要員構成（※ 関係機関との協議未了）

県モニタリング本部のチーム	EMCでの役割		人数	所属	役割
本部長	測定 分析 担当	グループ長	1 (1)	衛生環境研究所 (所長)	● 測定分析に関する統括・指揮
副本部長		副グループ長	1 (1) *	衛生環境研究所	● 本部長の補佐又は代行（※企画・評価チーム長が兼務）
企画・評価チーム		総括・連絡班	2 (4)	衛生環境研究所 その他の部署	● 指示書の共有及び測定・分析の指示 ● 関連情報の取り纏め及び情報収集管理グループへの報告 ● 分析の進捗状況確認 ● モニタリング要員のスクリーニング及び資機材等の汚染管理 ● モニタリング要員の安全管理（被ばく線量管理等）
情報収集チーム			2 (4)	衛生環境研究所 その他の部署	
総合支援チーム			1 (2)	衛生環境研究所	
分析チーム		分析班	6 (12)	衛生環境研究所	● 作業場所及び測定器の汚染防止のための養生 ● 環境試料の前処理、測定及び結果報告 ● 環境試料の保管
機動モニタリングチーム		測定・採取班	14 (28)	西部総合事務所 中部総合事務所	● 空間放射線量率の測定及び結果報告 ● 環境試料の採取及び引き渡し ● 被ばく管理（被ばく線量の報告）
			2 (4)	米子市、境港市	
監視チーム	情報収集管理G	情報共有システム等の維持・管理班	2 (4)	衛生環境研究所 その他の部署	● 情報共有システム及びテレメータの監視、維持 ● モニタリングポスト等の稼働状況の監視、維持 ● 異常値への対応
合計			31 (60)		

注 県モニタリング本部としての各チームの役割は表1のまま  
 ( ) 内の人数は交代要員を含む人数

【EMCへの派遣】

副本部長	企画調整G	企画班	1 (2)	衛生環境研究所 (次長) 西部総合事務所	● 緊急時モニタリング実施計画案の修正 ● 指示書及び作業手順書の作成 ● 緊急時モニタリング実施計画の見直し及び必要な知見の提案 ● ERCへの動員要請リストの作成
------	-------	-----	-------	----------------------------	--

( ) 内の人数は交代要員を含む人数

## 5 資機材等の整備・維持管理

### (1) 緊急時モニタリングのための各種システム

県は、緊急時モニタリング等のために整備している鳥取県環境放射線モニタリングシステム、モニタリング情報共有システム、統合原子力防災ネットワークについて、利用可能な状態を保つために適切な維持管理を行う。

表4 緊急時モニタリング等のためのシステムの概要

	名称	概要
1	鳥取県環境放射線モニタリングシステム	空間線量率等を監視するために、鳥取県内の固定局(木地山局、米子局、境港局)、移動局(モニタリング車等)、水準調査モニタリングポスト(6局)及び可搬型モニタリングポスト(22局)の測定データを収集し、岡山県、島根県、人形峠環境技術センター及び中国電力株式会社からデータの提供を受けるシステム。 <b>【監視端末設置場所】</b> 県庁、衛生環境研究所、西部及び中部総合事務所、日野振興センター、中部及び西部消防局、三朝町役場、鳥取市佐治町総合支所、米子市役所並びに境港市役所
2	モニタリング情報共有システム(ラミセス)	緊急時モニタリングを円滑に実施するため、国及び自治体等が実施するモニタリングデータ(空間放射線量率、環境試料等の放射能分析結果等)を迅速に収集し、関係者で情報共有を行うシステム。
3	統合原子力防災ネットワーク	原子力災害発生時に、国、地方公共団体、原子力事業者及び防災関係機関等が応急対策を実施するための情報通信システム。テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX、PC等から構成され、専用回線での接続に加えて、バックアップとして衛星通信システムを備えている。

### (2) モニタリング機器

原子力安全対策課及び水・大気環境課は、モニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器、環境試料分析装置、携帯電話等の通信機器及び防護用資機材の整備を行い、原子力安全対策課及び衛生環境研究所は毎年度、県内のモニタリング資機材を確認し、資機材のリストを最新の状態に保つ。リストは資料1に示す。

また、緊急時モニタリング活動に伴い資機材の不足が明らかとなった場合は、県モニタリング本部の企画・評価チームが必要数を取りまとめ、EMC企画調整グループ企画班へ送付し、事故対策本部(全面緊急事態においては原子力災害対策本部)の放射線班(以下「ERC放射線班」という。)に対して動員の要請を行うよう求める。

### (3) 資機材の維持管理

通信機器及び防護用資機材等の日常管理は、資機材の保管先である中部総合事務所生活環境局、西部総合事務所生活環境局及び衛生環境研究所が行い、環境放射線モニタリングシステム等の各種システム、環境試料分析装置及びモニタリングポスト（固定局及び可搬型）、サーベイメータ等の測定機器類の定期的な点検・校正は原子力安全対策課、水・大気環境課及び衛生環境研究所が行う。

## 6 関連情報・資料の整備

原子力安全対策課及び衛生環境研究所は、緊急時モニタリングの円滑な実施を図るため、あらかじめ次の情報を整備しておく。

- (1) モニタリング地点図（固定局モニタリングポスト、可搬型モニタリングポスト、モニタリング車等及びサーベイメータによる空間放射線測定地点並びに環境試料採取地点。緯度経度、標高、原子力施設からの直線距離及び方位等の情報を含む。）
- (2) 各測定機器の性能、検出器地上高等に関する情報
- (3) 平常の変動幅
- (4) モニタリング用資機材リスト（数量、保管先等）
- (5) 原子力施設の概要、周辺地図、道路地図
- (6) 原子力施設周辺の代表的な気象条件に関する情報
- (7) 周辺の人口、世帯数、水道施設等に関する資料
- (8) 環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会）（平成20年3月、平成22年4月一部改訂）
- (9) 文部科学省 放射能測定シリーズ

## 7 モニタリング実施内容

### (1) 情報収集事態におけるモニタリング

衛生環境研究所の担当職員が登庁し、平常時モニタリングを継続し、環境放射線モニタリングシステム及びモニタリング情報共有システムによって環境放射線の推移を監視する。

衛生環境研究所、西部総合事務所生活環境局及び原子力安全対策課は、以下の項目について情報共有を図る。

- ・ 測定機器の稼働状況の確認及び異常が認められる場合の代替機設置や修理等の対応
- ・ 空間放射線量率等の推移
- ・ 島根原子力発電所の状況

### (2) 警戒事態におけるモニタリング

衛生環境研究所は、県モニタリング本部を立ち上げ、平常時モニタリングを強化する。固定局のヨウ素モニタを稼働させ、同じく固定局で測定している空間放射線量率と共にその推移に注視し、必要に応じて可搬型モニタリングポストを設置して、放射線量率の測定を行う。また、測定機器の稼働状況を確認し、異常が認められる場合には代替機設置や修理等の対応を実施する。

## ア 運営会議の開催

県モニタリング本部の本部長は、本部長、副本部長及び各チーム長で構成する運営会議を随時開催し、表5に示すような情報の共有及び指示書等の決定を行う。

表5 運営会議の主な報告と決定事項

	チーム等	報告事項等
1	情報収集チーム	原子力施設の状況等の事象の概要、県災害警戒本部及び島根県の対応状況、通信機器の動作状況、道路規制情報
2	監視チーム	モニタリング結果 (空間放射線量率等の推移、気象情報、機器の稼働状況)
3	機動モニタリングチーム	機動モニタリングチームの状況 (要員、可搬型モニタリングポスト等の資機材、車両等)
4	総合支援チーム	要員の参集状況、資機材の在庫状況
5	分析チーム	Ge半導体検出器等の分析機器の準備状況
6	企画・評価チーム	初動モニタリングの計画(案)、指示書(案)、要員の被ばく状況、要員及び資機材の動員の必要性
7	本部長	初動モニタリングの計画、指示書、動員要請の決定

## イ 測定地点及び測定項目

表6 警戒事態における測定地点及び項目

	測定地点	測定項目	測定機器	測定方法
固定局	米子局 境港局	空間放射線量率	・NaI(Tl)シンチレーション検出器 ・電離箱式検出器	連続測定 (モニタリングポスト)
		大気浮遊じん中の放射能濃度	ダストモニタ	「全β放射能測定法」を参考に、集塵終了3時間後のα線、β線を測定
		大気中の放射性ヨウ素濃度	ヨウ素モニタ	遠隔で起動し、連続測定
		気象	気象観測装置	連続測定 (風向、風速、感雨、降水量、気温、湿度)
可搬型	常設10箇所 測定候補地点※	空間放射線量率	・NaI(Tl)シンチレーション検出器 ・半導体検出器	連続測定 (可搬型モニタリングポスト)

※ 可搬型モニタリングポストは、常設の10箇所に加えて、必要に応じて資料2の測定候補地点の中から、風向等を考慮して選定する。

## ウ 各チームの実施内容等

警戒事態における各チームの基本的な実施内容を表7に示す。

可搬型モニタリングポストの設置・回収に関する情報は、モニタリング情報共有システムに入力し、記録の保存のために記録様式1にも記入する。

表7 警戒事態における県モニタリング本部の各チームの実施内容等

チーム	役割	実施内容等	報告等
本部長	モニタリング結果の報告	・県災害警戒本部会議での報告	
副本部長	EMCへの派遣準備		
企画・評価チーム	初動モニタリング計画の決定	・可搬型モニタリングポストの追加配備の要否	・本部長に報告 ・本部長の承認後、県災害警戒本部へ報告
	初動モニタリング計画の見直し	・風向等の気象状況の急変時に見直し	・同上
	モニタリング結果の妥当性確認及び評価	・結果の妥当性確認 ・結果の評価	・本部長へ報告 ・県災害警戒本部へ定期報告（原則1時間ごと）
	要員の被ばく管理	・各個人線量計で被ばく管理	・本部長へ報告
	モニタリング要員及び資機材の調整	・モニタリング項目、地点に応じた資機材、要員の必要量を計算	・本部長へ報告 ・県災害警戒本部へ要請
情報収集チーム	情報収集	・排出源情報 ・気象情報 ・災害情報 ・道路規制情報	・企画・評価チームへ報告 〔モニタリング項目、地点〕 〔選定の参考とする〕
	関係機関及び県モニタリング本部内での連絡調整	適時実施 【調整先】 ・県災害警戒本部 ・島根県モニタリング本部 ・原子力安全技術センター ・各チーム 等	・本部長へ随時報告 ・クロノロで管理
	各記録・報告の原本の管理・保管	適時	
監視チーム	環境放射線モニタリングシステム及びモニタリング情報共有システムによる監視	【監視項目】 ・空間放射線量率（ $\gamma$ 線） ・浮遊じん中の放射能 ・ヨウ素濃度	・原則1時間ごとに企画・評価チームへ報告
	機器の稼働状況の確認	・稼働状況の確認、代替器設置、修繕対応	・機動モニタリングチームと連携して対応
分析チーム	検体受入れ準備	・Ge半導体検出器、GMサーベイメータ等の資機材の準備 ・検体搬入経路、資機材の養生	・準備状況を企画・評価チームへ報告
総合支援チーム	要員の受入れ準備、備蓄品の管理	・要員の参集状況の把握、受入れ準備 ・資機材等の備蓄品の管理 ・企画・評価チームの補助	・企画・評価チームへ報告
機動モニタリングチーム	可搬型モニタリングポストの配備	・企画・評価チームの指示に基づき配備	・配備後は監視チームが監視
	モニタリングポスト等の維持	・停電等の障害発生時の現地確認、代替機の設置	・監視チームと連携して対応
	資機材及び車両等の準備	・車両及び資機材の準備、養生	・準備状況を企画・評価チームへ報告

## エ 初動モニタリング計画及び結果の報告

### (ア) 初動モニタリング計画に関する報告

県モニタリング本部の企画・評価チームは、初動モニタリング計画を決定し、県災害警戒本部に報告する。

### (イ) 定時報告

県モニタリング本部の企画・評価チームが、空間放射線量率等のモニタリングデータの妥当性を確認し、関連情報を踏まえて評価を行った上で、原則として1時間ごと（県災害警戒本部から報告依頼があった場合及び平常の変動幅を超過した場合を除く。）に県災害警戒本部に報告をする。なお、評価の際は、次の関連情報を収集して参考にする。

- ① 測定の日時、天気及び場所（緯度経度・標高等、住所、周囲状況（可能な限り写真））
- ② 測定に使用した機器種類及び機番

### (ウ) 県災害警戒本部会議での報告

県災害警戒本部会議が開催される場合は、県モニタリング本部が空間放射線量率等のモニタリングデータの評価結果について、テレビ会議システム等を通じて報告する。

## (3) 施設敷地緊急事態以降における初期モニタリング

県モニタリング本部は、緊急時モニタリング実施計画に基づいてEMCが作成した指示書を各チームで共有し、EMCの測定分析担当として指示書に従って緊急時モニタリングを実施する。ただし、緊急時モニタリング実施計画に基づく指示書が作成・送付されるまでは、緊急時モニタリング計画〔島根原子力発電所編〕及び本要領に基づき、初動モニタリング計画を改訂し、緊急時モニタリングを実施する。

### ア 運営会議の開催

県モニタリング本部の本部長は、適宜、運営会議を実施し、情報共有と方針決定を行う。施設敷地緊急事態以降の運営会議においては、警戒事態における協議項目に加えて、EMCからの指示書の各チームへの伝達、指示書に基づく具体的な対応、EMCからの再確認依頼への対応、分析チームによる分析結果、緊急時モニタリング実施計画改訂に関するEMCへの要望及び県災害対策本部から測定指示への対応等について協議する。

### イ 測定地点及び測定項目

緊急時モニタリング実施計画に基づく指示書が作成・送付されるまでは、県モニタリング本部が緊急時モニタリング計画〔島根原子力発電所編〕及び本要領に基づき、表8に示す項目について測定を行う。

表8 施設敷地緊急事態以降における測定地点及び項目

	測定地点	測定項目	測定機器	測定方法
固定局	米子局 境港局	空間放射線量率	・NaI(Tl)シンチレーション検出器 ・電離箱式検出器	連続測定 (モニタリングポスト)
		大気浮遊じん中の放射能濃度	ダストモニタ	「全β放射能測定法」を参考に、集塵終了3時間後のα線、β線を測定
		大気中の放射性ヨウ素濃度	ヨウ素モニタ	連続測定
	気象	気象観測装置	連続測定	連続測定 (風向、風速、感雨、降水量、気温、湿度)
可搬型	常設10箇所			
	測定候補地点 風向等を考慮して選定※1	空間放射線量率	・NaI(Tl)シンチレーション検出器 ・半導体検出器	連続測定 (可搬型モニタリングポスト)
移動局	走行ルート※2	空間放射線量率	・NaI(Tl)シンチレーション検出器 ・電離箱式検出器	連続測定、資料3を参照
		中性子線量率	中性子線量測定装置	連続測定、資料3を参照
		大気浮遊じん中の放射能濃度	ダストモニタ	「全β放射能測定法」を参考に、資料3を参照
		気象	気象観測装置	連続測定 (風向、風速、気温、湿度)
走行サーベイ	走行ルート※2	空間放射線量率	・電離箱式サーベイメータ ・NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ	
積算線量	可搬型モニタリングポスト 設置地点	積算線量	・RPLD	「蛍光ガラス線量計を用いた環境γ線量測定法(文部科学省)」による
環境試料中の放射能濃度	走行ルート及び平常時モニタリングでの試料採取地点 ※3	大気浮遊じん中の放射性物質濃度	・ゲルマニウム半導体検出器	「環境試料採取法(文部科学省)」、「緊急時におけるガンマ線スペクトリーのための試料前処理法(文部科学省)」、「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトリー(文部科学省)」等による
		大気中の放射性ヨウ素濃度		
		水、土壌等中の放射性物質濃度		

※1 測定地点は、資料2の測定候補地点の中から、風向等を考慮して選定する。

※2 資料2の走行ルートを基に、風向等の気象条件を参考にして測定地点を選定する。

※3 風向等の気象条件を参考にして採取地点を選定する。



走行ルート（資料2参照）

測定ルート	経路（測定地点）	原子力施設からの方位
ルート1	可搬-3 ⇒ 2-3 ⇒ 2-2 ⇒ 可搬-2 ⇒ 2-1 ⇒ 可搬-1 ⇒ 固定-1 ⇒ 固定-2	東～東南東
ルート2	1-1 ⇒ 2-4 ⇒ 2-5 ⇒ 2-6 ⇒ 2-7	東南東
ルート3	1-2 ⇒ 3-4 ⇒ 3-5 ⇒ 1-3 ⇒ 固定-5 ⇒ 3-6 ⇒ 固定-3	東
ルート4	1-5 ⇒ 3-9 ⇒ 3-7 ⇒ 1-4 ⇒ 3-8 ⇒ 3-10 ⇒ 1-6	東南東
ルート5	固定-4 ⇒ 3-1 ⇒ 3-2 ⇒ 1-8	東南東～南東
ルート6	固定-6 ⇒ 1-7 ⇒ 3-11 ⇒ 3-12 ⇒ 3-13	南東
ルート7	1-9 ⇒ 3-15 ⇒ 3-14 ⇒ 3-3 ⇒ 3-3 ⇒ 1-10 ⇒ 3-16 ⇒ 3-17 ⇒ 1-11	南東～南南東

ウ 緊急時モニタリング実施計画改訂の要望

県モニタリング本部又は県災害対策本部において、モニタリングが必要と判断した実施項目については、EMCの企画調整グループに派遣した要員を通じて、緊急時モニタリング実施計画に盛り込むように改訂を要望する。

エ 県独自のモニタリング

上記のウの要望項目が緊急時モニタリング実施計画に盛り込まれない場合等、県独自のモニタリングが必要な場合は、EMCに連絡の上、EMCの測定分析担当としての活動に支障のない範囲で、県モニタリング本部が独自にモニタリングを実施する。なお、その際、防護措置に関する判断に必要な項目のモニタリングを優先するものとする。

オ 各チームの実施内容等

施設敷地緊急事態以降の各チームの基本的な実施内容を表9に示す。

可搬型モニタリングポストの設置・回収等のモニタリング活動に関する情報、測定結果は、モニタリング情報共有システムに入力し、記録の保存のために記録様式1～7にも記入する。

表9 施設敷地緊急事態以降における県モニタリング本部の各チームの実施内容等

チーム	役割	実施内容等	報告等
本部長	モニタリング結果の報告	・県災害対策本部会議での報告	
企画・評価チーム	指示書の共有及びモニタリング実施項目の共有	・指示書、作業手順書、優先順位を伝達	各チーム、本部長及び災害対策本部へ報告
	モニタリング項目及び地点の見直し	・風向等の気象状況の急変時及び線量率等の上昇時	・本部長の承認後、モニタリング実施計画の改訂をEMCに要望
	モニタリング結果の妥当性確認及び評価	・結果の妥当性確認 ・県として結果を評価	・本部長及びEMCに報告 ・県災害対策本部へ原則1時間ごとに報告

	分析の進捗状況の把握	・分析チームの分析進捗状況を把握	・適宜、EMCに報告
	再確認依頼への対応	・EMCからの分析結果の再確認依頼へ対応	・EMCへ回答
	要員の被ばく管理	・各個人線量計により被ばく量を管理 ・防護措置の指示	・本部長及びEMCに報告
	モニタリング要員及び資機材の調整	・モニタリング項目、地点に応じた資機材、要員の必要量を計算	・本部長へ報告 ・県災害対策本部、EMCへ要請
情報収集チーム	情報収集	・放出源情報 ・気象情報 ・災害情報 ・道路規制情報	・企画・評価チームへ報告
	関係機関及び県モニタリング本部内との連絡調整	適時実施 【調整先】 ・EMC ・県災害対策本部 ・県現地災害対策本部 ・原子力安全技術センター ・要員の所属機関 ・各チーム 等	・本部長へ随時報告 ・クロノロで進行管理
	測定結果等の収集	・測定結果 ・関連情報 <sup>※1</sup>	・企画・評価チームへ報告
	各記録・報告の原本の管理・保管	適時	
監視チーム	環境放射線モニタリングシステム及びモニタリング情報共有システムによる監視	【監視項目】 ・空間放射線量率 ・浮遊じん中の放射能 ・大気中ヨウ素濃度	・EMCからの指示又は異常があれば、EMCに直接報告 ・企画・評価チームへ原則1時間ごとに報告
	現地測定の進捗把握	・機動モニタリングチームの走行サーベイ等の進捗を把握する	
	機器の稼働状況の確認	・稼働状況の確認、代替器設置、修繕対応	・機器に異常があれば、EMCに報告 ・機動モニタリングチームと連携して対応
分析チーム	環境試料中の放射能分析	【対象核種】 ・放射性ヨウ素等	・モニタリング情報共有システムを通じて分析結果を入力してEMCに報告 ・情報収集チームに報告
	試料の保管	適切に保管	
	積算線量の測定	・機動モニタリングチームが回収した積算線量計素子の測定を実施	・モニタリング情報共有システムを通じて分析結果を入力してEMCに報告 ・情報収集チームに報告
総合支援チーム	要員の受入れ準備、備蓄品の管理	・要員の参集状況の把握、受入れ準備 ・資機材等の備蓄品の管理	・企画・評価チームへ報告
機動モニタリングチーム	空間放射線量率の測定	【測定地点】 指示書 <sup>※2</sup> に基づく地点 【測定方法】 モニタリング車又はサー	・モニタリング情報共有システムに測定結果等を入力してEMCに報告 ・関連情報をとりまとめて

		ベイメータにて 1 地点 10 分間 【頻度】 1 日に 1 回程度	情報収集チームに報告
可搬型モニタリングポストの配備		【測定地点】 指示書 <sup>※2</sup> に基づく地点	
モニタリングポスト等の維持		・停電等の障害発生時の現地確認	監視チームと連携して対応
積算線量計素子の配備、回収		【配備地点】 指示書 <sup>※3</sup> に基づく地点 【回収時期（配備期間）】 指示書に基づく回収時期	・積算線量計素子は分析チームに引渡し ・引渡し時期は別途、決定（即時性は要求しない）
試料採取・運搬		・指示書 <sup>※3</sup> に基づき指定地点で試料を採取 【採取試料】 大気（ヨウ素、浮遊じん）、水、土壌、農畜産物等	・採取試料は分析チームに引渡し ・当日の採取試料がすべて集まり次第、運搬
汚染管理		・資機材の養生 ・要員のスクリーニング、除染	別途資料を参照のこと。

※1 関連情報は以下の「カ モニタリングデータ等の報告（ア） EMCの情報収集管理グループへの報告」の①～⑥を指す。

※2 資料2の測定候補地点の中のうち、指示書に基づき指定された地点。

※3 走行ルート及び平常時モニタリングでの試料採取地点のうち、指示書に基づき指定された地点。

## カ モニタリングデータ等の報告

### （ア） EMCの情報収集管理グループへの報告

県モニタリング本部の企画・評価チームは、現地における緊急時モニタリングに関連する以下の情報を取りまとめて、EMCの情報収集管理グループへ報告する。

なお、機動モニタリングチームが現地にて測定した結果及び分析チームが行った分析結果は、それぞれのチームが直接モニタリング情報共有システムに入力し、企画・評価チームが妥当性を適宜確認する。

- ① 測定・試料採取・分析の日時
- ② 測定・試料採取の場所（緯度・経度・標高等、住所、周囲状況（可能な限り写真））及び天気
- ③ 測定・試料採取・分析の実施者
- ④ 測定・分析に使用した機器種類と機番
- ⑤ 測定・試料採取の方法（サーベイメータの向き、検出器地上高、採取量、採取方法 等）
- ⑥ 分析の方法、検出下限値

### （イ） 県災害対策本部への報告

#### ① モニタリング実施項目に関する連絡

県モニタリング本部の企画・評価チームは、EMCから送付された指示書及び県災害対策本部からの測定指示への対応について県災害対策本部に連絡する。

## ② 定時報告

県モニタリング本部の企画・評価チームが、データの妥当性を確認し、関連情報を踏まえて評価を行った上で、原則として1時間ごと（県災害対策本部から報告の指示があった場合及び平常の変動幅を超過した場合等を除く。）に県災害対策本部に報告をする。その際、ERCではなく、県モニタリング本部による評価であることを明記する。なお、(ア)によりEMCへ報告した時は、同内容を災害対策本部へ報告する。

## ③ ERC放射線班による評価結果の連絡

県モニタリング本部の企画・評価チームが妥当性を確認した測定結果は、さらにEMCが改めて妥当性を確認した上で、ERC放射線班において評価される。県モニタリング本部は、ERC放射線班において評価された結果をEMCから入手し、県災害対策本部に報告する。

## ④ 県災害対策本部会議での報告

県災害対策本部会議が開催される場合は、ERC放射線班において評価された結果及び県モニタリング本部にて実施した結果について、県モニタリング本部が報告する。

## (4) 中期モニタリング

中期モニタリングは、中期対応段階において実施する。その結果を放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体の被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。中期モニタリングでは、初期モニタリング項目のモニタリングを充実させるとともに、住民等の被ばく線量を推定する。

詳細については、今後の国における中期モニタリングの在り方に関する検討内容を踏まえて記載する。

## (5) 復旧期モニタリング

復旧期モニタリングは、避難区域見直し等の判断、被ばく線量を管理し低減するための方策の決定、現在および将来の被ばく線量の推定等に用いるものであり、空間放射線量率および放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。

詳細については、今後の国における復旧期モニタリングの在り方に関する検討内容を踏まえて記載する。

## 8 緊急時モニタリング要員の被ばく管理等

### (1) 被ばく管理対象

県モニタリング本部は、県モニタリング要員の被ばく管理を行う。

### (2) 防護指標

今後、国が策定する「被ばくに関する統一的な基準値」を参考にして決定する。

### (3) 被ばく線量管理の方法

分析チーム及び機動モニタリングチームの要員は、アラーム機能付き個人電子線量計を携

帯し、始業時と終業時の数値について記録様式8を用いて各チーム長へ報告する。各チーム長は、毎日、要員の日線量を把握し、管理簿に記録すると共に、企画・評価チームへ報告する。企画・評価チームは本部長に毎日報告するとともに、EMCの立ち上げ後は、EMCへも報告する。

#### (4) 被ばく防護措置

##### ア 防護資材の携帯及び着用

県モニタリング本部の企画・評価チームは、汚染がある地域、またはそのおそれのある地域でモニタリング活動を行う要員に対し、防護服、防護マスク、アラーム機能付き個人電子線量計等の携帯または着用を指示する。

##### イ 安定ヨウ素剤

県モニタリング本部の企画・評価チームは、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれのある地域で活動する県モニタリング要員に対して安定ヨウ素剤を携行させる。県モニタリング要員は原子力災害対策本部等の指示により服用する。

##### ウ 汚染検査

汚染のある地域、またはそのおそれのある地域で活動したモニタリング要員については、サーベイメータ等による汚染検査を実施する。また使用する資機材については、表面汚染を防止するため、必ず養生を行う。

##### エ モニタリングの省人化・自動化

汚染がある地域のモニタリングについては、可搬型モニタリングポスト設置等により、省人化・自動化し、県モニタリング要員の被ばくの防止・低減を図る。

## 9 その他

今後、国において実用発電用原子炉以外の緊急事態区分や原子力災害対策重点区域、緊急時モニタリングの在り方等、今後の検討結果を踏まえ、鳥取県緊急時モニタリング計画を見直していくこととしており、これに合わせて本要領も適宜改訂する。

## I 様式

- ・記録様式－1 可搬型モニタリングポスト設置・回収記録票
- ・記録様式－2 移動局による測定記録票
- ・記録様式－3 試料採取記録票
- ・記録様式－4 積算線量計設置・回収 記録票
- ・記録様式－5 サーベイメータ測定結果記録票
- ・記録様式－6 ダストサンプリング測定記録票
- ・記録様式－7 測定地点の気象状況及び車載機器測定記録票
- ・記録様式－8 個人被ばく線量の記録票

## 可搬型モニタリングポスト設置・回収記録票

記録日	平成 年 月 日 ( )	担当者名	
-----	--------------	------	--

	地点名	MP 番号	電源 on				電源 off		特記事項
			時刻	電池 残量	通信	ラミ セス	時刻	ラミ セス	
1			:		<input type="checkbox"/>		:	<input type="checkbox"/>	
2			:		<input type="checkbox"/>		:	<input type="checkbox"/>	
3			:		<input type="checkbox"/>		:	<input type="checkbox"/>	
4			:		<input type="checkbox"/>		:	<input type="checkbox"/>	
5			:		<input type="checkbox"/>		:	<input type="checkbox"/>	
6			:		<input type="checkbox"/>		:	<input type="checkbox"/>	
7			:		<input type="checkbox"/>		:	<input type="checkbox"/>	

注1:「電池残量」は、出発前に確認し記載すること。

2:「通信」欄は、ラミセスに測定データが表示されたことを確認後、「✓」を記載すること。

3:「ラミセス」欄は、設置等に関するデータをラミセスに入力後、「✓」を記載すること。

(設置時には、設置状況を撮影した写真フォルダをラミセスの情報共有フォルダに入れること。)

4:「特記事項」欄は、周辺の状況等を記載すること。

**移動局による測定記録票**  
**(モニタリング車・サーベイ車)**

記録日	平成 年 月 日 ( )	担当者名	
-----	--------------	------	--

	地点名	測定開始時刻	測定終了時刻	異常の有無
1		:	:	
2		:	:	
3		:	:	
4		:	:	
5		:	:	
6		:	:	
7		:	:	
8		:	:	
9		:	:	
10		:	:	
11		:	:	
12		:	:	
13		:	:	
14		:	:	
15		:	:	



## 試料採取記録票

記録日	平成 年 月 日 ( )	担当者名	
採取時刻	午前・午後 時 分	天気	
採取場所 (名称)	(住所)		
試料名			
試料の種類	<input type="checkbox"/> 大気(ヨウ素) <input type="checkbox"/> 陸水(河川等) <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 大気(浮遊じん) <input type="checkbox"/> 飲料水(原水・蛇口水) ( ) <input type="checkbox"/> 土壌 <input type="checkbox"/> 農作物		
採取方法			
大気 試料	採取 開始時刻	時 分	採取時間 分
	採取 終了時刻	時 分	積算流量 L/分
採取量		ラミセスへの入力	<input type="checkbox"/>
試料の状況及び場所の状況			

注:「ラミセス入力」欄には、試料採取場所を撮影した写真ファイルをラミセスの情報共有フォルダに入れ、必要な情報を入力後に「✓」を記載すること。

## 積算線量計設置・回収 記録票

記録日	平成 年 月 日 ( )	担当者名	
-----	--------------	------	--

	地 点 名	積算線量計の 種類	設置・回収 の別	時刻	ラミセスの 入力	異常の有無
1		TLD ・ RPLD	設置・回収	:	<input type="checkbox"/>	
2		TLD ・ RPLD	設置・回収	:	<input type="checkbox"/>	
3		TLD ・ RPLD	設置・回収	:	<input type="checkbox"/>	
4		TLD ・ RPLD	設置・回収	:	<input type="checkbox"/>	
5		TLD ・ RPLD	設置・回収	:	<input type="checkbox"/>	
6		TLD ・ RPLD	設置・回収	:	<input type="checkbox"/>	
7		TLD ・ RPLD	設置・回収	:	<input type="checkbox"/>	
8		TLD ・ RPLD	設置・回収	:	<input type="checkbox"/>	
9		TLD ・ RPLD	設置・回収	:	<input type="checkbox"/>	
10		TLD ・ RPLD	設置・回収	:	<input type="checkbox"/>	

注 「ラミセス入力」欄には、試料採取場所を撮影した写真ファイルをラミセスの情報共有フォルダに入れ、必要な情報を入力後に「✓」を記載すること。

## サーベイメータ測定結果記録票

記録日	平成 年 月 日 ( )	担当者名	
-----	--------------	------	--

測定地点 (名称)	(住所)		
測定時刻	午前 ・ 午後 時 分	風向	
天気		風速	m/s
測定器の種類	<input type="checkbox"/> NaI (TI)シンチレーションサーベイメータ <input type="checkbox"/> 電離箱式サーベイメータ <input type="checkbox"/> 中性子サーベイメータ		
型式		シリアル番号	
測定条件 <sup>1)</sup>	地上高：1.0m		時定数：10秒
サーベイメータの 向き		ラミセスの入力	<input type="checkbox"/>
校正定数(A)			
測定結果 *30秒間隔で 5回測定 <sup>2)</sup>	1		(単位) $\mu\text{Sv/h}$
	2		
	3		
	4		
	5		
	平均値(B)		
	校正後結果 (A×B)		
備考			
測定方法 1) 放射線測定に関するガイドライン(平成23年10月21日 文部科学省 日本原子力研究開発機構) 2) 緊急時環境放射線モニタリング指針(昭和59年6月 原子力安全委員会) *緊急時環境放射線モニタリング指針(既廃止指針)で、10秒間隔で5回以上測定となっているが、文科省ガイドラインの設定(平均的な空間線量率)で実施。			

注1:「サーベイメータの向き」欄は、検出器端窓部の向きを8方位で記載すること(例:北東)

注2:「ラミセス入力」欄には、試料採取場所を撮影した写真ファイルをラミセスの情報共有フォルダに入れ、必要な情報を入力後に「✓」を記載すること。

## ダストサンプリング測定記録票

記録日	平成 年 月 日 ( )	担当者名	
地点名		天気	

ダストサンプリング測定記録 (1回目)				ダストサンプリング測定記録 (2回目)			
サンプリング				サンプリング			
サンプリング開始時刻	時	分		サンプリング開始時刻	時	分	
サンプリング終了時刻	時	分		サンプリング終了時刻	時	分	
積算流量 *1000L 設定	1000L			積算流量 *1000L 設定	1000L		
測 定				測 定			
測定時間	10分			測定時間	10分		
	$\alpha$ 線	$\beta$ 線	$\gamma$ 線		$\alpha$ 線	$\beta$ 線	$\gamma$ 線
	HE-40T		CHC-50		HE-40T		CHC-50
BG 係数率 検出限界				BG 係数率 検出限界			
計数值 (counts)				計数值 (counts)			
放射能量	(Bq/cm <sup>3</sup> )	(Bq/cm <sup>3</sup> )	(Bq/m <sup>3</sup> )	放射能量	(Bq/cm <sup>3</sup> )	(Bq/cm <sup>3</sup> )	(Bq/m <sup>3</sup> )

検出限界未満の場合：ND(Not detected)と記載

平常の変動幅（測定結果：平成 年度 ～ 平成 年度）

	最小値	最大値	単位
$\alpha$ 線放射能濃度			Bq/cm <sup>3</sup>
$\beta$ 線放射能濃度			Bq/cm <sup>3</sup>
$\gamma$ 線放射能濃度			Bq/m <sup>3</sup>

## 測定地点の気象状況及び車載機器測定記録票

記録日	平成 年 月 日 ( )	担当者名	
車両	モニタリング車 ・ サーベイ車		

測定地点				
項目	単位			
測定時刻				
WS (風速)	m/s			
WD (風向) 注1)	度			
TEMP (温度)	°C			
HUM (湿度)	%			
GSSCA (低線量率)	$\mu$ Gy/h			
GKSCA ( $\gamma$ 計数率)	cpm			
KOUSEN (高線量率)	cpm			
CHUSEI (中性子線)	$\mu$ Sv/h			
IDO (緯度)				
KEIDO (経度)				

注1) 540° shift で表示。(風向計が0° 付近で揺らぐ場合、360° を超える数値で表示されます。)

その他留意事項) 各検出器は、地上高約 2.4mの地点に設置。

## 個人被ばく線量の記録票

氏名					チーム名					
年月日	活動場所	天気 (屋外)	線量計		時間			作業前 指示値 ( $\mu\text{Sv}$ )	作業後 指示値 ( $\mu\text{Sv}$ )	被ばく線量 ( $\mu\text{Sv}$ )
			型式	シリアル番号	着時刻	脱時刻	着用 時間			
					:	:	:			
					:	:	:			
					:	:	:			
					:	:	:			
					:	:	:			
					:	:	:			
					:	:	:			
期間の合計							:			

注：被ばく線量＝作業後指示値－作業前指示値

## II 基本資料

- ・ 資料 1 緊急時モニタリング用資機材一覧表
- ・ 資料 2 島根原子力発電所周辺の緊急時モニタリング測定候補地点図
- ・ 資料 3 車載機器を用いた測定フロー
- ・ 資料 4 機動モニタリングチームの数について

## ●資料1 緊急時モニタリング用資機材一覧

### 1 測定局（島根原子力発電所監視用）の概要

#### (1) 測定項目、測定機器等

名称	測定項目	測定機器	検出器 地上高
境港局 米子局	空間放射線量率	固定型モニタリングポスト ・ NaI(Tl)シンチレーション検出器 ・ 電離箱式検出器	1.0 m
	大気浮遊じん中の 放射能濃度 (全 $\alpha$ ・全 $\beta$ )	ダストモニタ ・ ZnS(Ag)シンチレーション検出器 ・ プラスチックシンチレーション検出器	調査中
	ヨウ素	ヨウ素モニタ ・ NaI (Tl) シンチレーション検出器	調査中
	風向、風速	風向風速計	10 m
	感雨	感雨計	5.5 m
	降水量	雨量計	2.5 m
	気温、湿度	温度湿度計	1.5 m
渡駐在所 外江公民館 余子公民館 中浜公民館 大篠津公民館 和田公民館 大崎駐在所 夜見公民館 彦名公民館 旗ヶ崎交番	空間放射線量率	可搬型モニタリングポスト ・ NaI(Tl)シンチレーション検出器 ・ 半導体検出器	1.0 m

#### (2) 位置情報

	名称	住所	緯度 (度分秒)	経度 (度分秒)	標高	施設 からの 距離	施設 からの 方位
1	境港局	境港市上道町 3001	35.32.18	133.13.53	2.4m	21.1km	東
2	米子局	米子市河崎 2677	35.27.21	133.18.13	5.7m	29.1km	東南東
3	外江公民館	境港市外江町 2062-1	35.32.10	133.12.36	1.6m	19.1km	東
4	渡駐在所	境港市渡町 1885-2	35.31.11	133.13.06	4.4m	20.0km	東
5	余子公民館	境港市竹内町 393	35.31.30	133.14.29	2.7m	22.0km	東
6	中浜公民館	境港市財ノ木町 668	35.30.20	133.14.54	2.7m	22.9km	東南東
7	大篠津公民館	米子市大篠津町 1619-1	35.29.32	133.15.22	3.7m	23.9km	東南東
8	和田公民館	米子市和田町 1829-1	35.29.06	133.15.56	3.2m	24.9km	東南東
9	大崎駐在所	米子市大崎 1408-6	35.28.27	133.15.31	2.9m	24.6km	東南東
10	夜見公民館	米子市夜見町 1679-11	35.27.55	133.17.47	4.2m	28.1km	東南東
11	彦名公民館	米子市彦名町 2850-2	35.27.08	133.17.14	3.8m	27.8km	東南東
12	旗ヶ崎交番	米子市旗ヶ崎 5丁目 3-11	35.26.29	133.18.38	3.6m	30.2km	東南東





測定局（島根原子力発電所監視用）の位置

① 緊急時モニタリング用資機材（島根原子力発電所用としての配備数）

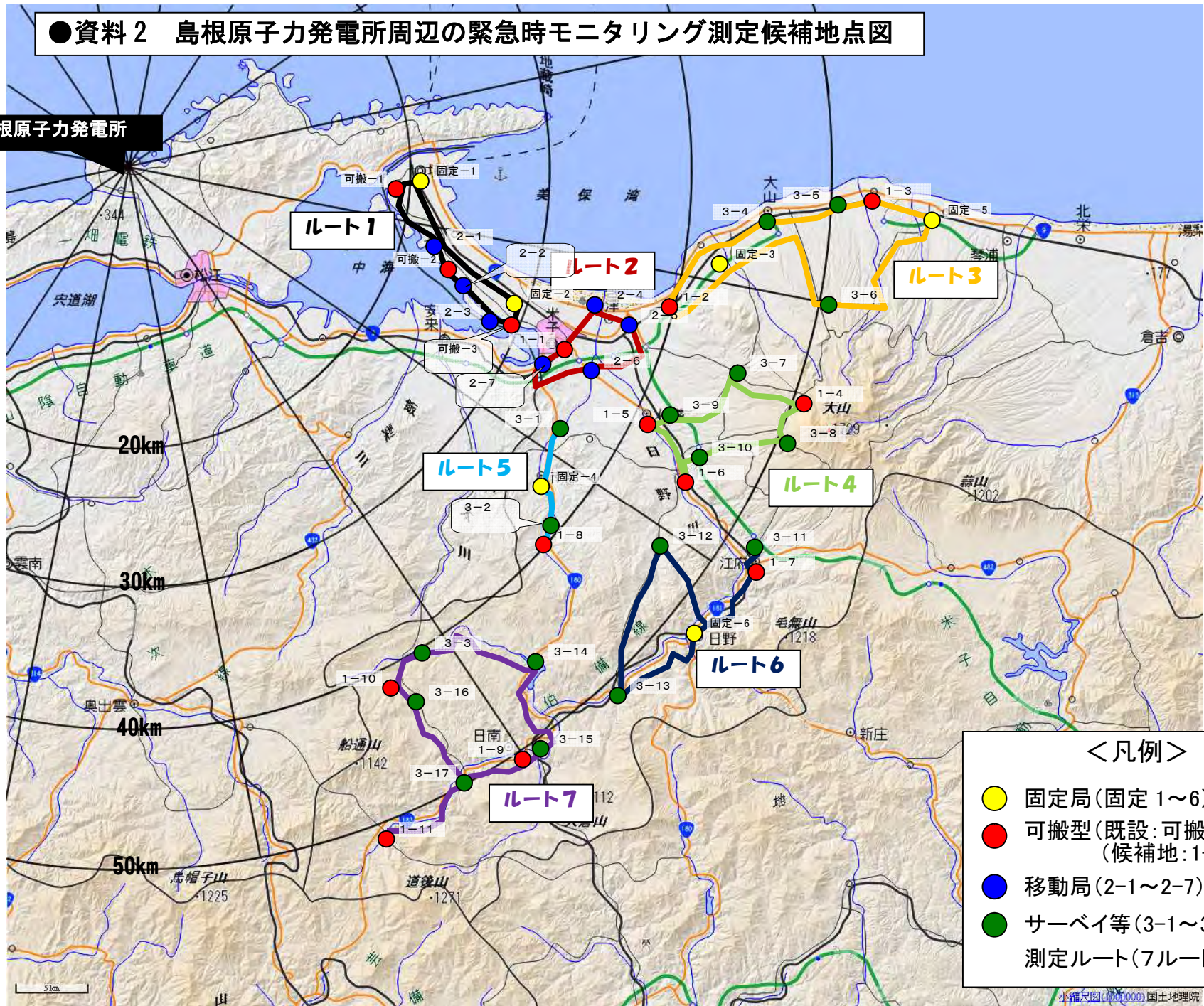
No	資機材名	数量	備考
1	可搬型モニタリングポスト	22 (22)	配備済の10台を含む
2	GM管式サーベイメータ	20 (19)	
3	NaI シンチレーション式サーベイメータ	21 (19)	
4	ZnS シンチレーション式サーベイメータ	5 (3)	
5	電離箱式サーベイメータ	8 (8)	
6	中性子線サーベイメータ	2 (0)	
7	エアサンプラ	8 (8)	
8	モニタリング車	2 (1)	
9	ポケット線量計（ $\gamma$ 線用）	95 (54)	
10	ポケット線量計（中性子線用）	5 (0)	
11	不織布製防護服	2,140 (2,099)	
12	防護マスク(全面)	67 (54)	
13	防護マスク用フィルタ（全面）	1,540 (1,512)	
14	チオックス手袋（双）	2,111 (2,100)	
15	綿製手袋（組）	2,109 (2,100)	
16	靴下（足）	2,100 (2,100)	
17	長靴	92 (54)	
18	長靴カバー	2,138 (2,100)	
19	レガテープ（20個/箱）	540 (540)	
20	携帯電話	1 (0)	
21	衛星電話	13 (12)	
22	除染キット	1 (0)	
23	ヨウ素剤	200 (560)	

3 分析機器

No	機器名	数量	用途	設置場所
1	ゲルマニウム半導体検出器	2	$\gamma$ 線放出核種分析	衛生環境研究所
2	積算線量計システム（TLD）	1	積算線量測定 （素子数：10）	中部総合事務所
3	積算線量計システム（RPLD）	1	積算線量測定 （素子数：100）	中部総合事務所
4	ベータ線測定装置	1	全 $\beta$ 測定	衛生環境研究所
5	液体シンチレーション検出器	1	トリチウム測定	衛生環境研究所

●資料 2 島根原子力発電所周辺の緊急時モニタリング測定候補地点図

島根原子力発電所



- ＜凡例＞
- 固定局(固定 1～6)
  - 可搬型(既設:可搬 1～3)  
(候補地:1-1～11)
  - 移動局(2-1～2-7)
  - サーベイ等(3-1～3-17)
- 測定ルート(7ルート)

地点番号	測定地点			空間線量					ダスト・ヨウ素			中性子		備考	
	市町村	名称	住所	緯度・経度	固定局	可搬型	移動局	サーベイメータ	積算線量	固定局	移動局	エアサンブラ	移動局		サーベイメータ
					低線量 高線量	高線量	低線量 高線量	低線量 高線量	高線量	RPLC					
固定-1	境港市	境港市役所	鳥取県境港市上道町3000		○	○				○					固定型ポスト設置
固定-2	米子市	河崎小学校	鳥取県米子市河崎2677		○	○				○					固定型ポスト設置
固定-3	大山町	大山町大山支所	鳥取県西伯郡大山町末長500		○						○				水準調査地点
固定-4	南部町	南部町役場法勝寺庁舎	鳥取県西伯郡南部町法勝寺377-1		○						○				水準調査地点
固定-5	琴浦町	赤崎ふれあい交流館	鳥取県東伯郡琴浦町赤崎1880-112		○						○				水準調査地点
固定-6	日野町	日野振興センター	鳥取県日野郡日野町根雨140-1		○						○				水準調査地点
可搬-1	境港市	渡駐在所	鳥取県境港市渡町1885番地2				○				○				人口密集地
可搬-2	境港市	外江公民館	鳥取県境港市外江町2062番地1				○				○				避難所
可搬-3	境港市	余子公民館	鳥取県境港市竹内町393番地2				○				○				避難所
可搬-4	境港市	中浜公民館	鳥取県境港市財ノ木町668番地				○								避難所
可搬-5	米子市	大津津公民館	鳥取県米子市大津津町1619番地1				○				○				避難所
可搬-6	米子市	大崎駐在所	鳥取県米子市大崎1408番地6				○								人口密集地
可搬-7	米子市	和田公民館	鳥取県米子市和田町1829番地1				○				○				避難所
可搬-8	米子市	彦名公民館	鳥取県米子市彦名町2850番地2				○								避難所
可搬-9	米子市	夜見公民館	鳥取県米子市夜見町1679番地11				○								避難所
可搬-10	米子市	旗ヶ崎交番	鳥取県米子市旗ヶ崎5丁目3番11号				○				○				人口密集地
1-1	米子市	西部総合事務所	鳥取県米子市靴町1-160				○	○			○				人口密集地、施設
1-2	米子市	米子市役所淀江支所	鳥取県米子市淀江町西原1129-1				○	○			○				人口密集地、施設
1-3	大山町	大山町役場中山支所	鳥取県西伯郡大山町赤坂66				○	○			○				人口密集地、施設
1-4	大山町	大山自然歴史館	鳥取県西伯郡大山町大山43				○	○			○				人口密集地、施設
1-5	伯耆町	伯耆町役場	鳥取県西伯郡伯耆町吉長37-3				○	○			○				人口密集地 施設
1-6	伯耆町	伯耆町溝口分庁舎	鳥取県西伯郡伯耆町溝口647				○	○			○				人口密集地、施設
1-7	江府町	江府町役場	鳥取県日野郡江府町大字江尾475				○	○			○				人口密集地 施設
1-8	南部町	緑水園	鳥取県西伯郡南部町下中谷606				○	○			○				主要道路沿い、施設
1-9	日南町	日南町役場	鳥取県日野郡日南町霞800				○	○			○				施設
1-10	日南町	園試日南試験地	鳥取県日野郡日南町阿毘羅1203-1				○	○			○				施設
1-11	日南町	多里小学校	鳥取県日野郡日南町多里826				○	○			○				施設
2-1	境港市	米子空港	鳥取県境港市佐妻神町1634					○			○		○		主要道路沿い(県道47:内浜産業道路)
2-2	米子市	ウインズ	鳥取県米子市大崎3602-3					○			○		○		人口密集地、施設
2-3	米子市	水鳥公園	鳥取県米子市彦名新田665					○			○		○		主要道路沿い(県道47:内浜産業道路)
2-4	米子市	泉宮米子屋内プール	鳥取県米子市皆生温泉3-18-3								○		○		人口密集地(皆生温泉)
2-5	日吉津村	米子トラックステーション	鳥取県米子市二本木字浜田1084-4					○			○		○		人口密集地、施設(国道9号、431号)
2-6	米子市	米子南IC付近						○			○		○		主要道路沿い(国道9号)
2-7	米子市	錦海公園	鳥取県米子市錦海町3丁目2					○			○		○		主要道路沿い(国道9号)
3-1	南部町	西伯天津郵便局	鳥取県西伯郡南部町東町1					○			○		○		主要道路沿い(国道180号)
3-2	南部町	南部町カントリーパーク	鳥取県西伯郡南部町能竹397番地1					○			○		○		主要道路沿い(国道180号)
3-3	日南町	日南町下阿毘羅	県道9号及び県道48号交差点					○			○		○		主要道路沿い(県道9号、県道48号交差点)
3-4	大山町	大山町役場(本所)	鳥取県西伯郡大山町御来屋328					○			○		○		主要道路沿い(国道9号)
3-5	大山町	木ノ根神社	鳥取県西伯郡大山町松河原232					○			○		○		人口密集地、施設(国道9号)
3-6	大山町	神田ゴルフクラブ	鳥取県西伯郡大山町加茂3216					○			○		○		主要道路沿い(県道54号)
3-7	大山町	大山フィールドアスレチック	鳥取県西伯郡大山町赤松634					○			○		○		主要道路沿い(県道24号)
3-8	伯耆町	樹水高原スキー場	鳥取県西伯郡伯耆町大内樹水高原1069-50								○		○		主要道路沿い
3-9	伯耆町	大山PA	鳥取県西伯郡伯耆町久古1379								○		○		主要道路沿い(米子自動車道)
3-10	伯耆町	溝口IC	鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷								○		○		主要道路沿い(米子自動車道)
3-11	江府町	江府IC	鳥取県西伯郡江府町佐川								○		○		主要道路沿い(県道46号)
3-12	伯耆町	二部郵便局	鳥取県西伯郡伯耆町二部664-2								○		○		主要道路沿い(米子自動車道)
3-13	日野町	黒坂(日野公民館)	鳥取県日野郡日野町黒坂1243-1					○			○		○		主要道路沿い(国道180号)
3-14	日南町	菅沢ダム	鳥取県日野郡日南町菅沢字川西山1112-10					○			○		○		主要道路沿い(国道180号)
3-15	日南町	生山駅	鳥取県日野郡日南町生山字後藤屋敷153								○		○		主要道路沿い(国道183号)
3-16	日南町	アメダス茶屋	鳥取県日野郡日南町茶屋978-8								○		○		主要道路沿い(県道9号)
3-17	日南町	日南町立郷土資料館	鳥取県日野郡日南町矢戸1164-1								○		○		主要道路沿い(国道183号)

※ ○印は実施可能な箇所

●資料3 車載機器を用いた測定フロー

測定地点到着	1) 車載機器の立ち上げ 2) 大気サンプリング開始 (1回目)
試料測定	1) 車載機器にて、 $\alpha$ 線、 $\beta$ 線、 $\gamma$ 線を測定 (→様式6を参考に測定して報告)
車載測定状況報告	1) 環境状況、低線量、高線量、中性子の報告 (→様式7を参考に測定して報告)
追加測定実施	1) 大気サンプリング開始 (2回目) 2) 可搬型測定機にて $\alpha$ 線、 $\beta$ 線、 $\gamma$ 線を測定 (→様式6を参考に測定して報告)

## ●資料4 機動モニタリングチームの数について

### 1 警戒事態

警戒事態における機動モニタリングチームの役割は可搬型 MP の設置である。可搬型 MP 設置は、南部町・日南町方面、大山町方面、伯耆町・江府町方面の3方面に分割して実施すると考え、機動モニタリングチームは3班体制とする。また、緊急時モニタリングセンター設置要領の15ページの「各車両1台あたりいずれも最低3名とする。ただし試料採取を実施しない場合は、最低2名とする」に従って、試料採取を行わない警戒事態では、1班2名とする。

業務	車両等	要員数
可搬型モニタリングポストの配備	資機材運搬車等	2名×3班
(機動モニタリングチーム長) 連絡・調整、モニタリング資機材準備	西部総合事務所内	1名
合 計		7名

### 2 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態における機動モニタリングチームの役割には走行サーベイがあり、緊急時モニタリングセンター設置要領の15ページに、「モニタリングカー1台あたりの1日の走行距離は概ね100km以内とする。」とある。また、走行サーベイ（試料採取等を含む）は1日に1回を基本としている。そこで、設定されている走行ルートにおいて、西部総合事務所を出発して、西部総合事務所に帰着するとした場合の距離を調べると、それぞれ以下のとおりである。

ルート	距離	班
ルート1	約40km	1班
ルート2	約25km	
ルート3	約90km	1班
ルート4	約60km	1班
ルート5	約30km	
ルート6	約100km	1班
ルート7	約120km	1班

上記より5台=5班でのモニタリングとする。また、緊急時モニタリングセンター設置要領の14ページに、「編成されるチーム数の内、半数が交代でモニタリングを実施するものとする」とあるので、10班を準備する。また緊急時モニタリングセンター設置要領の15ページに「各車両1台あたりいずれも最低3名とする。」に従って、1班あたり3名とする。

業務	車両等	要員数
走行サーベイ、試料採取、可搬型ポスト管理、汚染管理	モニタリング車等	3名×5班
連絡・調整（機動モニタリングチーム長）	西部総合事務所内	1名
合 計（交代要員を含めた場合）		16名（32名）